③顔が見える関係~区と区民の共通理解の方法と課題~

2―行政と市民との情報交流

1―行政と市民は課題を共有できているか

3―区のスタンスをどこに置くか

■藤田譲治

- | 行政と市民は課題を共有できている

ルとして、この間さまざまな実験や実践が積これからの地域行政を進める新しいスタイを結ぶ合言葉のように登場して久しい。パートナーシップという言葉が行政と市民

ただモデル事業の多くがそうだったように、地元住民との間で行われた検討のほとんに、地元住民との間で行われた検討のほとんいての調整であって、検討テーマそれ自体がいての調整であって、検討テーマそれ自体が地域の側から、あるいは地域と行政との合意により提起されたわけではない。その意味で、今のところパートナーシップの内実は、行政の事業推進手法としての域に留まっている。とはいえ、もはや地域と行政との間で何らかの対話のプロセスを経なければ施設づくりも環境整備もありえない「空気」だけは、市も環境整備もありえない「空気」だけは、市くいい(注2)。そして双方の満足度を上げていい(注2)。そして双方の満足度を上げていい(注2)。そして双方の満足度を上げていい(注2)。そして双方の満足度を上げていい(注2)。そして双方の満足度を上げていい(注2)。

し、それらをステップとして地域との合意形
成機能は徐々に成熟していくに違いない。
事業の必要性の合意や解決の見通しを立てて
がく。それが常態として定着することが恐ら
な機能は徐々に成熟していくに違いない。

では今、そもそも行政と市民は、現在及び将来の地域や市民生活や行政の課題について認識を共有しているのだろうか。言い換えれば、役所は市民生活に係る地域の問題を十分に把握し、一方市民は役所のいろいろな施策の中身や課題認識、予算や制度などの諸々の申身や課題認識、予算や制度などの諸々の対象件を理解しているだろうか、ということだ。

是非まで含めて地域との議論を通して進めて施され、あるいは道路計画にあたって整備の

各区でパートナーシップ推進モデル事業が実み上げられてきた。平成八~九年度からは、

いこうとする試み(注1)さえされた。

立てや、地域の声を拾って歩く努力が、やは地域の問題であれ行政の内部事情であれ、たけ行政がわからずで課題の共有などできるものではない。もちろん情報公開制度のように、請求によって市民が行政情報を知らず、市民は組みは大切だが、よく言われるように「悪いニュースは聞かれる前に知らせることがPRの基本」なのだ。請求されるより前にできるだけ行政の課題認識や施策を知ってもらう手だけ行政の課題認識や施策を知ってもらう手でけ行政の課題認識や施策を知ってもらう手が、やは

るのではないだろうか。り課題の共有と日常的な信頼関係の基礎にな

2 | 行政と市民との情報交流

●―広聴、広報は役割を十分果たせているか

区役所のロビーは一日中来庁者でごった返 区役所のロビーは一日中来庁者でごった返 している。しかし役所が日頃から直に接する 一般市民の数は、それが十人だろうと二十人 公募市民の数は、それが十人だろうと二十人 いようと母集団の巨大さからすればもともと いようと母集団の巨大さからすればもともと いようと母集団の巨大さからすればもともと いする区民にしても、その多くは自治会・町 いする区民にしても、その多くは自治会・町

そこで普段は役所との間に特別な交渉を持たない大多数の一般市民に対して、日常の広報広聴活動をどう展開するかは、市民と行政報広聴、広報はその役割を十分に果たせてかし広聴、広報はその役割を十分に果たせてから広聴、広報はその役割を十分に果たせてからがある。

役割がある。 まず広聴担当部門だが大きく分けて三つの

第二に企画・実施部門に対して、それらのを求め、何を問題としているかを探ることだ。第一は広く市民の声を聴き取り、市民が何

でいるかでいるから、でいるない。

た。 地区センター建設委員会

住民参加の道づくり。 (注1)恩田元石川線(仮称)建設をめぐる

(注2) 国土審議会政策部会がまとめた次の(注2) 国土審議会政策部会が最近によるでいる。例えばボランティアや専門家によるでいる。例えばボランティアや専門家によるでいる。例えばボランティアや専門家によるを評価し、行政側に伝える仕組みの創設などを評価し、行政側に伝える仕組みの創設などを提案している。

なければ意味がない。住民の声を背負い、そ である。広聴は、政策形成や改善に結びつか 意見が政策や運営に反映されるよう迫ること 働きかけなければ、ただの取次ぎ機関になっ の住民になり代わってその反映を関係機関に

の受信作用とばかり一般に考えがちだが、実 を持っているのだ。 対しては行政の立場で対応するという二面性 ョンは、行政内部には市民の立場で、市民に は発信作用と表裏になっている。広聴セクシ わば個別広報を行うことである。広聴を情報 第三は個別の回答や意見交換を通じて、

広報についてはどうだろうか。

毎年のことだが「市長への手紙」の投稿件数 れについての投稿は確実に減るのだ。また、 を広報紙上のQ&Aで取り上げると、以後そ ごろの広聴で市民から疑問や意見の多い事例 効果がない。例えば、こんな事例がある。日 るだけで解決してしまう案件だ。 のうち半数は、投稿者への説明や情報提供す 情報ニーズを受信して、それに応えなければ 広報は発信作用ばかりでなく、実は市民の

るいは市民に十分到達していないことを示し ているともいえる。 いか、又は情報ニーズに応えていないか、あ これらのことは、 行政からの情報量が少な

られるよう、できるところから進めていくし れが出来得るはずだ。予算その他制約も多い が、広報・広聴を総合して最大限効果を上げ 担当しているわけだからもっとも機能的にそ であり、とりわけ区役所では両方を同じ係が いずれにせよ広聴・広報の機能は表裏一体

これらの課題に対応し、

旭区では十一年度

との情報交流を考えてみたい。 旭区の最近の取り組みを紹介しながら区民

❷─広報よこはま区版の改善

はA四判八頁一・八面カラー中面二色であ 共通仕様(市民局予算広報費の区配布基準) 立した区版を発行することになった。区版の が、平成九年十一月号から両者を分離し、 ージを各区版として一緒に発行されてきた ージ立てのうち九ページを全市版、残り三ペ 広報よこはまは従来、タブロイド版十二ペ

られるはずだ。 おり、活用の仕方によって相当の情報を伝え て、八三・六%の人が広報よこはまと答えて いる事業や施策についての主な情報源とし ケート(注3)の結果によると、市が行って るもっとも基礎的な接点だ。実際、市民アン 市民にとっては、 普段は役所とは特段の交流を持たない一般 、広報紙は行政情報に触れ

色々なチラシ類や回覧板等が流れてくるのは 中年男性の閲読率が低い。また行政からの はやはり圧倒的に紙面が不足だし、若い層や 題も多い。例えば、十分な情報を提供するに 各区とも毎月工夫を凝らしているが、まだ課 できるようにすることだった。これを受けて の実情や個性に合わせて独自に広報紙を発行 内会にとって行政からのお知らせ類の配布 区民にとって煩雑であり、同様に自治会・町 回覧依頼の負担が大きい、 区版分離の主なねらいは、各区がそれぞれ 等々である。

- ・これにより、従来年二回発行の「保健所か らのお知らせ」は区版の中に統合。
- ジ「あさひ区回覧板」を新設して収容。 則禁止。これらの情報は区版に専用のペー
- 保険をはじめ福祉関連の情報量を拡充。 「福祉情報」専用のページを新設し、
- 頃から区民の疑問や質問の多い事柄を先取 りして、Q&A方式で掲載。 「あさひQ」というコーナーを新設し、日
- 課から区民に知っておいてほしいお知らせ やメッセージを毎月掲載。 「窓口から」というコーナーを新設し、
- 縦組みをやめ、若い層にも読みやすいよう 全ページ横書き横組みを採用。
- 等々である。 特集記事はできるだけ問題提起型とし、 れに対する区民の意見も求める(注4) そ

の画面上でそのまま編集作業等をできるよう に事務改善することで負担を相殺した。 ソコンに直接送付してもらい、担当者は自分 として禁止して庁内LANで区版担当者のパ しては、各課からの紙による原稿依頼を原則 なお増ページによる担当者の事務量増に対

等でさらに継続して確認していくが、何より い紙面に構成しやすくなった。広よこ区版を も区民に知らせたい情報の量を増やせたこと ついての区民の反応は、今後アンケート調査 紙面の拡張をベースとしたこれらの改善に 内容を充実しやすくなったし、読みやす

から次のような区版の改善策を進めている。 ・区づくり推進費等を活用し、八頁から十二 自治会・町内会経由の回覧、チラシ等は原 頁に増ページ(十一年度は年八回を予定)。

広報よこはま旭区版

発行の各種印刷物」三四・九%と印刷媒体が して、以下「県のたより」六六・三%、 するアンケート調査。市政に関する情報源と (注3) 平成八年十月「広報よこはま」に関

ころ約三百通の返信があり、さまざまな提案 について、あなたの提案を…」と募集したと 「来年度の個性ある区づくり推進費の使い道 事業を特集)の一面にハガキを刷り込み、 (注4) 試みに、五月号 (十一年度の区主要

依頼業務も確実に軽減されている。 たのではないかと思う。自治会・町内会への 見れば区からの情報は一通りわかるという 一総合情報紙」づくりに向けて一歩踏み出せ

サービスの向上を図ろうとするなら、区づく り推進費をある程度投入してでも、 向上に寄与する」広報目的の具体化と、区民 ずと限界があるから、広報紙づくりについて い広報を続けることが必要だろう。 の担当者の工夫は終わることがない。しかし | 市民との信頼関係を増進し、政策の推進と 予算的制約のある中で、紙面の拡大には自 きめ細か

-ホームページの活用

媒体としての価値は上がる一方であり、これ を活用しない手はない。 いるのは間違いない。インターネットの広報 のとおりで、その後も利用者が増加し続けて 九年に企画局が行った調査 (注5) によると 一八%となっていたが、昨今のブームは見て 横浜市民のインターネット利用率は、平成

十のホーム ページにリンクしているのも特徴 育児情報など生活関連情報等を提供する約四 ジ相当である。区の情報のほか、国民生活セ ンターや弁護士会、医師会、全国病院ガイド、 で、情報量はA四判に換算し現在約六百ペー 報、窓口や各種サービス案内、施設案内など 十年一月に開設された。コンテンツは、ニュ ース、トピックス、行事・講座・イベント情 インターネット旭区ホームページは、平成

い情報に接することができるのが命だ。新聞 ホームページはユーザーにとって常に新し

> ジはともすれば情報更新が滞りがちで、とっ 報道にもあったように、自治体のホームペー りするケースも珍しくない。せっかくホーム くに終わったイベント案内が掲載されていた 得することはできないし、インターネットを 広報媒体として活用する意味がない。 ージを開いても、これではリピーターを獲

度に集中しない仕組みと、更新作業が容易で ステム所管課の担当者に更新事務の負担が過 る責任体制の確立がどうしても必要だ。 あること、更新の必要性の有無をチェックす 継続的に高い更新頻度を確保するには、

持ち込んで更新してもらわなければならなか をFDに落とし、企画局高度情報化推進課に ったから事務が格段に容易になった。 送信して更新する仕組みだ。従来は更新内容 のWWWサーバーにデジタル回線で自動的に ファイルを更新し、それを毎週一回深夜に市 十一年度からは「自動更新システム」を導入 した。各課の端末から区のIISサーバーの そこで旭区では、更新を容易にするために

無のチェックと更新作業を、その情報を出し た所管課の責任で行うことにした。 また、更新や削除する必要のある情報の有

の若い層が続いている。面白いことに、これ 四十~四十四歳の男性が最も多く、二十歳代 だけ情報を提供できるのが強みだ。また前出 の調査によれば、インターネットの利用者は の制約がないから、紙幅を気にせず、 ンスタントに毎月千回以上となっている。 たこともあってか、月間のアクセス回数はコ ホームページには広報紙のようにページ数 更新がしやすくなり、新しい情報量が増え 必要な

> 民全体を一通りカバーしうる可能性があると 段の両輪にすることで、いずれ各年代層の区 いうことだ。 広報よこはまに加えてホームページを広報手 ない)層と奇妙に符合しているのだ。つまり、 は広報よこはまの閲読率の低い(あまり読ま

ていくきっかけや材料を提供していきたい。 げることによって、 識する地域の課題や問題点等も進んで取り上 事業の進捗状況や、事業計画、区役所側が認 とを基本にしたい。毎週新しいトピックスを は、このメディア特性を最大限に活かして、 提供していくことはもちろんだが、区内の各 やはり行政に対して区民が「知りたい情報 「問いたい情報」を積極的に掲載していくこ 今後の情報提供についての考え方として 区民が地域や生活を考え

―ホームページに「みんなの広場」

がほしい。そこで市民が思いついたときに とだ。それに行政としても幅広く各層の意見 にものを言うのは、(一部の「常連」は別と だ。広聴手段の多角化が必要な所以である。 法で意見が言えるようにしておくことが大切 当人にとってその場面で一番利用しやすい方 して)市民にとって案外エネルギーの要るこ 広聴手段のメニューは多いほどいい。行政

握していこうという試みである。 中に、いわゆる電子掲示板システムを利用し うだけでなく、 設する。役所に対して直に意見を言ってもら て市民の意見交換の場「みんなの広場」を開 多角化の一環として、旭区ホームページの 市民の多様な考え方を引き出し、 市民相互間での意見の応酬を 把

※ 療物したり、特別を含りたり

旭区ホームページ

としては全国初のインターネット利用率調 十六歳以上の横浜市民を対象とし、自治体 (注5) | 高度情報通信現況把握基礎調査]。

庭へのインターネット普及率は七%だった。 きる環境にある者まで含めると二五%。家 職場又は家庭での利用率一八%、利用で

区では他人を誹謗したり、公序良俗に反する 設定し、それについての意見を自由に書き込 そのまま一般に公開する。 がってチェックさせてもらい、 などのルールを予め提示し、その基準にした 表現、第三者のプライバシー等には触れない んでもらう。その意見に対する意見でもいい。 今予定している方法は、区が毎月テーマを 問題なければ

成が図れるかも知れないと期待している。 ら、区民の「世論」を知り、あるいは世論形 区民どうしの「討論」や意見交換を見なが

5—地区別懇談会

事情や政策の考え方を説明して理解を求める るヒントをもらえるかもしれない。 づくり推進費でどんな事業を企画するかを考 絶好のチャンスだ。課題解決を地域と行政が の要望を聴くだけでなく、行政側も行政上の な姿勢だろう。地域の抱えている問題や改善 に話し合うのは、やはり行政に基本的に必要 一緒に考えていくきっかけになる場だし、区 役所の側から地域に出て行って、市民と直

握りの区民に過ぎないかもしれない。だが、 単なる陳情集会にせずに「懇談」をするため の形で地区懇が実施されている。区民会議が だ。そこで区と連合自治会町内会との共催と えるように裾野の広い構造がどうしても必要 なるべく多くの人に地域の問題を考えてもら にはある程度参加人数を絞らざるをえないか 方面別に分け地区懇を実施することにした。 主催又は共催しているケースが多い(九区)。 平成十年度には、十八区中十二区で何らか 旭区でも、平成十一年度から区内を五つの 行政が直接話し合えるのは相変わらず一

> るなど、できるだけ当日に市・区として回答 めて懇談会の場に持ち寄ってもらうようにし 合ってもらい、それらを地区連合単位でまと 域の課題を地区懇に先立ってあらかじめ話し いう形をとり、各単位自治会町内会ごとに地 できるようにした。 って提出してもらい、事前に各局等に照会す た。地区で検討した要望等は、できれば前も

評価はこれからの実践にかかっている。 をはじめ行政は、どう地域と連携していくか。 地区懇で出された課題の解決に向けて区役所 おいてもらえるか。また次のステップとして 前の各自治会内部での話し合いを十分にして 多い。今回の開催方式のベースである懇談会 している。もちろん実施にあたっての課題も せての対話の場は、やはり効果があると実感 相互理解のためには、こうした顔をつき合わ 地域の問題を掘り出したり、 地域と行政の

3 一区のスタンスをどこに置くか

今まで述べてきた区民との情報交流の試み を的確に把握し、地域に密着した区行政を推 の共有と解決に向けた基盤づくり、 は、この方針を具体化する戦略であり、 進」することを区政運営の基本にしている。 に他ならない。 旭区では、区長方針で「地域の課題や要望 環境整備 課題

での住民自治をより実態的に実現していこう その中にあって、地方自治の本旨という意味 が国の地方システムはまだ持たない(注6)。 の判断に委ねようとする制度的な仕組みをわ られるように、重要案件の決定を容易に住民 カリフォルニア州のプロポジション制に見

> だろう。その上で個別の案件について、 とするなら、区民との情報交流と対話を通じ と知恵を出し合っていくことになる。 意形成の基盤づくりを進めておくことが肝要 て常に課題の共有化を進め、解決に向けた合

ばしば戸惑いを禁じえないのだ。これを一つ システムの中で、区が地域住民と局との調整 の問題提起として、この稿を閉じたい。 むべきなのだろうか。具体の現場で、今もし いう立場で、どこを向いて、どんな姿勢で臨 の役割を果たそうとするとき、区は一体どう ところで、現在の局区間の事務分掌と予算

事情にも通じているから、諸々の制約や現実 立脚すべきではないのかということだ。 すれば、区の姿勢は基本的に地域住民の側に 地域の実現に向けた課題解決のためにあると 果たすべき役割が、区民にとって住みやすい 説得役に回らなければならない。しかし区が の中で地域に対しては横浜市としての立場で 市の一機関である。事業局をはじめ市内部の 望には理解できる事項も多い。一方で、区も 区は地域の行政機関として地元の事情や要

さがそこにある。 はないか。事業調整における区の立場の難し に顔を向けていたら、区民は立つ瀬がないで いざとなると地域の課題に対して区も市(局 「区民に身近な行政機関」を標榜しながら、

くことができるのではないだろうか。 区が区民と市の双方に働きかけることで初め して、課題の解決やその環境づくりのために 地域で展開される行政のコーディネーターと て、行政と市民は「顔が見える関係」に近づ もとより区には金も権限もないけれども、

> 受けて地方自治法を改正し、地域の政策決 定を直接住民に問う方法として明記する方

いて平成十二年夏をめどに結論を出すのを るテーマの基準や投票結果の拘束力等につ か又は任意に実施されてきた。

地方制度調査会が、住民投票の対象にな

〈旭区区政推進課長〉



従来各自治体が案件ごとに条例を制定する ている。住民投票には法律上の根拠がなく、 (注6) 自治省は住民投票の制度化を検討し